

平成31年1月

南大隅町農業委員会
定例総会 議事録

平成31年1月24日（木曜日）

平成31年1月南大隅町農業委員会定例総会 議事録

1 開催日時 平成31年1月24日（木曜日） 午前9時00分～午10時40分

2 開催場所 南大隅町佐多支所 会議室

3 (1) 出席委員（10人）

会 長	13番	橋 口 初 男
委 員	1番	吉 永 一 雪
〃	2番	富 田 良 成
〃	3番	北 之 口 洋 一
〃	5番	淵 脇 耕 二
〃	6番	溝 田 耕 一
〃	8番	田 淵 哲 朗
〃	9番	松 山 和 子
〃	10番	徳 留 徳 次
〃	11番	後 藤 望

4 農業委員会事務局職員

事務局長 川元 俊朗
事務局主幹 戸島 和則
事務局嘱託 山下 晶子

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第60号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第61号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第62号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

議案第63号 非農地証明願いに係る証明について

議案第64号 農業経営基盤強化促進法第18条の第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第65号 農業経営基盤強化促進法第18条の第1項の規定による農用地利用集積計画の決定に基づく転貸の同意について

議案第66号 地籍調査に伴う農地の地目調査協議について

6 会議の概要

議長： ただいまから、平成 31 年 1 月南大隅町農業委員会定例会総会を開会いたします。
本日の定例会の出席委員は 10 名です。7 番、東山崎委員と 12 番、横原委員から欠席の届けがありました。
よって 12 名中 10 名の出席ですので、総会は成立しております。
次に、南大隅町農業委員会会議規則第 14 条第 2 項に規定する議事録署名委員の指名ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長： それでは、8 番の田淵委員と 9 番の松山委員の両名を指名します。
本日の会議書記には事務局職員の戸島氏と山下氏を指名いたします。
以上で日程第 1 を終わります。

議長： 次に、日程第 2 の議案の上程に入ります。
議案第 60 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。
許可申請は 3 件です。それでは、事務局より議案の説明を求めます。

事務局： 2 ページをお開きください。農地法第 3 条の許可申請でございますが、所有権の移転に関するものが 3 件でございます。議案書をもとに説明します。

(議案第 60 号 受付番号 1 番の朗読及び説明)

以上につきましては、別添の調査書にあるとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。よろしくお願いたします。

議長： ここで、説明に関連して、担当委員の現地調査等の報告を求めます。

1 番： はい。

議長： 吉永委員どうぞ。

1 番： 1 番吉永です。申請地は、〇〇の一番西側にあります。周辺の農地と合わせて、〇〇が採草地として借り受けておられましたが、返却されてからは耕作されていない状況です。譲渡人の〇〇氏は、〇〇に居住しており、今後も帰郷し農業を営む計画もないことから、他の農地と合わせて譲受人の〇〇氏に譲渡の話しをされ、今回の申請となったものであります。譲受後も採草地として貸付けたい意向で農地として利用する計画であり、問題はないものと考えます。よろしくお願いたします。

議長： これより、質疑に入ります。
ご意見等ありませんか。
推進委員の皆さんからもご意見などございませんか。ご意見などありましたら、出していきたいと思っております。

議長： よろしいですか。

(異議なしの声あり)

議 長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第 60 号 受付番号 1 番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第 60 号 受付番号 1 番は許可することに決定いたします。

議 長： 次に、議案第 60 号 受付番号 2 番について事務局より議案の説明を求めます。

事務局： 6 ページをお開きください。

(議案第 60 号 受付番号 2 番の朗読及び説明)

以上につきましては、別添の調査書にあるとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。よろしく願いいたします。

議 長： ここで、説明に関連して、担当委員の現地調査等の報告を求めます。

8 番： はい。

議 長： 田淵委員どうぞ。

8 番： 1 月 16 日に〇〇氏と田島推進委員の 3 名で現地を調査しました。現地は〇〇自治会から南側へ 200m 程度下ったところで、周囲は開発された段々状の水田となっております。2 筆になっておりますが、1 枚田で日当たりも良く、舗装された農道脇で利便性の良いところです。譲渡人は 40 代ですが病弱であり、今後、農業を続けることが困難なため、今回の運びとなったものです。意見としまして、譲受人の〇〇氏は高齢ではありますが、まだまだ元気で、今年も〇〇自治会の未耕作地を 1ha 以上借受け、飼料作物を作付けされております。また、40 代の息子さんも居られ、問題はないものと思われま

議 長： これより、質疑に入ります。

ご意見等ありませんか。

推進委員の皆さんからもご意見などございませんか。ご意見などありましたら、出していただきたいと思ひます。

議 長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第 60 号 受付番号 2 番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第 60 号 受付番号 2 番は許可することに決定いたします。

議 長： 次に、議案第 60 号 受付番号 3 番について事務局より議案の説明を求めます。

事務局： 8ページをお開きください。
(議案第60号 受付番号3番の朗読及び説明)

以上につきましては、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。よろしく願いいたします。

議長： ここで、説明に関連して、担当委員の現地調査等の報告を求めます。

議長： 吉永委員どうぞ。

- 1 番： 1番吉永です。申請地の〇〇番〇は〇〇の西側にありますが、団地内ではありません。航空写真を見ていただければ分かりますが、道路が東側と西側にありますが、法面が非常に高く、現在は何も耕作されておられません。〇〇番〇は、〇〇の入口より500mぐらい東に行ったところにあり、現在は畜産農家が借り受けて、牧草が植えてあります。意見として、申請地は50年ぐらい前に売買契約が済んでいましたが、相続がなされず名義変更ができなかったもので、今回、相続手続がされたことから、この申請となったものであり、問題はないと思われまます。売買金額も50年前の金額です。

議長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第60号 受付番号3番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、議案第60号 受付番号3番は許可することに決定いたします。

議長： 次に、議案第61号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。許可申請は2件でしたが、受付番号2番について、平成31年1月15日付けで譲受人の〇〇の〇〇氏より取下げ願が提出されました。よって、本日の許可申請は1件といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局： 10ページをお開きください。今月の農地法第5条の許可申請、1件でございます。議案書をもとに説明します。

(議案第61号 受付番号1番の朗読及び説明)

以上説明しましたように、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。よろしく願いいたします。

議長： ここで、説明に関連して、担当委員の現地調査等の報告を求めます。

1 番： はい。

議長： 吉永委員どうぞ。

- 1 番： 1番吉永です。1月18日に事務局2名、会長、田淵委員、溝田委員、吉田推進委員で現地調査を行いました。申請地は、〇〇の手前で〇〇バス停より300mぐらい西に行ったところにあり、3年程前まで畜産農家が採草地として借りていましたが、畜産農家の規

模縮小により農地を返却し、現在は耕作されておりません。周辺の農地も同様に耕作されておりません。意見としまして、小型風力発電施設建設のための申請であるが、面積が2,370㎡のうち設備等に使用する面積が1,070㎡と少なく、残地が1,300㎡と多いことから、今回の申請は如何なものかと考えますので、ご審議方よろしくお願ひします。

議 長： これより、質疑に入ります。

ご意見等ありませんか。

推進委員の皆さんからもご意見などございませんか。ご意見などありましたら、出していただきたいと思ひます。

議 長： 事務局、何か補足があればお願ひします。

事務局： はい。19・20 ページをお開きください。ここに、残地についての説明がありますが、現地調査を踏まえ、代理人に話しをしたところ、残地についての考え方が新たに届いたところですよ。しかし、ほぼ当初の申請に添付されたものの変りはありませんが、先ほど吉永委員が言われました、2,730㎡に対する残地については、本来ならば、メンテナンス等を行う場合に、一時転用の許可を取っていただいたうえで、メンテナンスに入るのが通常ではないかと考えます。余りにも残地が広い申請ではあります、理由書を添付して県知事に進達した場合、県がどのように判断されるかだと思ひます。基本的には、基礎部分のみを転用することが風力発電施設の建設の考え方ですから、残地の取扱いについては県の判断に委ねられるのではないのでしょうか。

議 長： 増設の希望はなかった。

事務局： はい。今のところ増設の計画はないようですよ。

議 長： 先日、知事と語る会に出席しまして、先月、審議した民家に近い案件でしたが、委員の皆さんより出された人体への影響や電波障害など様々な意見について、我々は農地に関する審議ですので何も言えないのですが、その辺りを知事と話しをしました。後は、事務局より。

事務局： はい。先月の審議ですが、民家まで10m程度のところに発電施設を建設するという案件のことです。会長が県知事と語る会でそのことについて、ご相談されたということで、それを持ちまして、農業会議、県の農村振興課、担当課ですが、それらと協議を進めてきたわけですよ。あくまでも農業委員会としては、農地に関することで審議をしてください。ということでございまして、会長が言われました人家に近いということに関しては、農村振興課では農地に関するものなので、県の再生エネルギーの担当課であります、エネルギー政策課というのがございまして、そこに話しを持って行かれました。町の窓口というのは、企画課になっておりますので、今回は、企画課とエネルギー政策課との協議ということになります。農地だけでなく、隣接が原野や山林であれば、そこに建てられたら、農業委員会としては何も言えないこととなりますので、であれば、エネルギー政策課なりがガイドライン的なものを設けていただいて、風力発電施設の人家からの距離等を示していただいた方が良いのではということから、エネルギー政策課の方に話しが移ったということですよ。その後、企画課とエネルギー政策課がどのように話しを進められているかは把握しておりませんが、何らかのアクションを起こしていただければ、農業委員会としての審議も進めやすくなるかと思ひます。また、県内の他市町村でも同じような案件が出てくるのではないかとお願ひしますので、ガイドライン等を設け

ていただいた方が、安心なのではと考えます。

議長： いま事務局から説明がありましたが、それぞれの委員から意見が出ておりましたので、お願いしたところでした。

議長： 皆様、何かございませんか。

8 番： はい。

議長： 田淵委員どうぞ。

8 番： 8 番田淵ですが、私も現地調査に行ったわけですが、農地の中に風力発電施設を建てる計画ですが、立てる場所は分筆するのでしょうかけれども、残地については、農地だから耕作するというのが建前なののでしょうか、その考え方でよろしいのでしょうか。

事務局： はい。

議長： 事務局どうぞ。

事務局： 昨年でしたかね、〇〇の風力発電施設の時に、審議をしていただきましたが、基本的には先ほどご説明しましてとおり、基礎部分を転用しなさいというのが基本的な考え方です。プラス、進入路やメンテナンスに必要なものについては、認められるのが考え方です。今ありました、2,370 m²の残地については、本来ならば農地として残しておくべき部分ではないかと考えておりますが、残地に関する理由書が添付されておりますので、それに基づいて審議を進めなければならないものだと思います。

8 番： 今後このようなことが次から次に申請されると思いますが、残地について、農地に復旧することが難しい状況だと思います。風力を建てて、その後、また、そこに牧草を植えるという感じではなかったです。そこ辺りは法的に何ら問題はないものなのか。

事務局： はい。

議長： 事務局どうぞ。

事務局： 今回の申請に関しては繰り返しになりますが、本来ならば基礎部分のみの転用面積になろうかと思われませんが、残地については、田淵委員が言われるように、農地とすべきだと考えます。ただ、メンテナンスのことを言われますと、資料の 33 ページをお開きいただきたいと思いますが、建設、メンテナンス計画の写真になりますが、これをするためにこの面積が必要です、と言われれば、認めざるを得ない。では、1年に1度しかメンテナンスのためにブレード等を外さないのであれば、一時転用でも、期間を切った一時転用でもいいのではないかという話しも出てくるわけです。ですが、先ほど出ましたが、メンテナンス計画も添付されていることから、県に進達する場合は、妥当であると判断せざるを得ないと思います。この場で、面積がということになれば、再度、申請人に残地部分について検討していただくことが必要です。

1 番： はい。

議 長： 吉永委員どうぞ。

- 1 番： 1 番吉永ですが、今の問題ですが、申請書では残地 1,300 m²と書いてありますよね、だから、メンテナンス云々でないですよ。作業スペースは 999 m²、道路が 35 m²、ですから、1,300 m²は完全に残地ですよ。譲渡人については、全てを購入してもらわなければ、売買はしないよ。という考え方ではないですか。譲渡人は、自衛隊を定年になってから鹿屋に住んでいて、帰ってきて農業をする意思が全くないので。
- 2 番： これだけの書類を揃えて、申請をしているのだから、残地となった部分については、しっかりと管理をしてもらおうと、いう誓約書を添付してもらおうとかなければ、1,070 m²の転用に対して、1,300 m²の残地が荒れているということがないようにしていただかなければ。

事務局： ここは、一部、傾斜地があります。

議 長： よろしいですか。
他にございませんか。

議 長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第 61 号 受付番号 1 番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

- 2 番： 一応、挙手しますが、やはり残地の問題をですね。

事務局： はい。

議 長： 事務局どうぞ。

事務局： 19・20 ページの残地の理由書については、昨日、提出されてきたものをもう一度、検討いただき、残地の取扱いをどのように考えるか、文書で頂くことで、代理人と協議をさせていただきたいと思います。

議 長： よろしいですか。

議 長： それでは、賛成多数ですので、議案第 61 号 受付番号 1 番は許可相当として県知事に意見を送付します。

議 長： 次に、議案第 62 号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見についてを議題といたします。それでは、事務局より議案の説明を求めます。

事務局： それでは、63 ページをお開きください。議案第 62 号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見については 1 件でございます。議案書をもとに説明します。

(議案第 62 号 受付番号 1 番の朗読及び説明)
以上、よろしくをお願いします。

議 長： ここで、説明に関連して、担当委員の現地調査等の報告を求めます。

3 番： はい。

議 長： 北之口委員どうぞ。

3 番： 3番北之口です。1月18日に事務局、会長、田淵委員、田島推進委員と申請人の〇〇氏と調査をしました。当該地は、〇〇自治会を過ぎた〇〇にあります。現況としまして、申請地は北側に位置する畑と一体としてお茶が栽培されており、西側が道路となっており、道路を挟んで畑にも申請人がお茶を栽培しておりました。道路を挟んで東側には緑竹が栽培されておりましたが、そこについては管理が行き届かず、荒れた状態でした。調査の意見としましては、申請人は平成7年に〇〇より移住され、現在は、ピーマンや紅茶の製造・販売を行われておりますが、今回、茶の摘採機を購入するにあたって、ほ場が住宅からも遠く移動が困難なため、農業用倉庫が必要とのことでした。倉庫の規模も16㎡と小規模であり、周囲の農地利用に支障はないものと思われまます。よろしくお願ひします。

議 長： これより、質疑に入りますが、2番、富田委員と11番、後藤委員からの議題の提出でございます。

よって、南大隅町農業委員会会議規則第12条の議事参与の制限により退席をいたします。

(富田委員・後藤委員 退席)

議 長： ご意見等ありませんか。

推進委員の皆さんからもご意見などございませんか。ご意見などありましたら、出していただきたいと思ひます。

議 長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第62号 受付番号1番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第62号 受付番号1番について承認することに決定しましたので、町長に意見を送付します。

(富田委員・後藤委員 着席)

議 長： 次に、議案第63号 非農地証明願ひに係る証明についてを議題といたします。事務局より議案の説明を求めます。

事務局： 72ページをお開きください。

今月の非農地証明願ひに係る証明の申請は2件でございます。議案書をもとに説明いたします。

(議案第63号 受付番号1番の朗読及び説明)

以上、よろしく申し上げます。

議 長： ここで、説明に関連して、担当委員の現地調査等の報告を求めます。

1 番： はい。

議 長： 吉永委員どうぞ。

1 番： 1番吉永です。1月18日に事務局2名と会長、溝田委員、田淵委員、吉田推進委員の7名で調査をしました。申請地は、〇〇バス停より北に50mぐらいのところにある自宅周辺です。この集落は、50年程前に旧町境にあった集落ですが、崖下危険区域ということで、47年から50年の間に順次、高台に移転してきたところでした。申請地も当時から山で、山を切り開いて住宅を建てたところでありました。また、周りの畑についても耕作されず、山林化が進んでいる状況です。意見としまして、申請書に記載のとおり、昭和56年に贈与により取得したわけですが、それ以前より山林化しており、問題はないものと考えます。ご審議をよろしく申し上げます。

議 長： これより、質疑に入ります。

ご意見等ありませんか。

推進委員の皆さんからもご意見などございませんか。ご意見などありましたら、出していただきたいと思えます。

事務局： はい。

議 長： 事務局どうぞ。

事務局： 現地調査時の写真を、別冊の9ページに添付しておりますので、参考までにご覧ください。

議 長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第63号 受付番号1番について、非農地として証明することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第63号 受付番号1番は、非農地として証明することに決定いたします。

議 長： 次に、議案第63号 受付番号2番について事務局より議案の説明を求めます。

事務局： 76ページをお開きください。

(議案第63号 受付番号2番の朗読及び説明)

以上、よろしく申し上げます。

議 長： ここで、説明に関連して、担当委員の現地調査等の報告を求めます。

1 番： はい。

議 長： 吉永委員どうぞ。

1 番： 1 番吉永です。11 月 18 日に事務局 2 名、会長と溝田委員、田淵委員とで現地調査を行いました。申請地は〇〇の西側に 500m 程度行ったところにあります。申請地の〇〇番〇・〇〇番・〇〇番は杉が植林されており、〇〇番の〇・〇・〇は雑木林です。〇〇番・〇〇番・〇〇番については、シラス置場になっております。また、周辺の農地もほとんど山林化しており、耕作されている農地はありませんでした。意見としまして、申請地は、30 年程度前に申請人の父が〇〇に転出以降、耕作されず、一部、〇〇が借り受けまして、シラス置場となっております。その他は山林化しており、申請人も今後、帰郷し、農業を営む計画もないことから、問題はないものと思われまます。よろしくお願ひします。

議 長： これより、質疑に入ります。

ご意見等ありませんか。

推進委員の皆さんからもご意見などございませんか。ご意見などありましたら、出していただきたいと思ひます。

議 長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第 63 号 受付番号 2 番について、非農地として証明することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第 63 号 受付番号 2 番は、非農地として証明することに決定いたします。

議 長： 次に、議案第 64 号、「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： 79 ページの議案第 64 号の議案書をご覧下さい。

町長より農用地利用集積計画の決定を求められています。それでは、議案書をもとに説明します。

(議案第 64 号の議案書にもとづいて、農用地利用集積計画の内容を説明)

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上、よろしくお願ひします。

議 長： これより、質疑に入ります。

ご意見等ございませんか。

2 番： はい。

議 長： 富田委員どうぞ。

2 番： 2 番富田ですが、受付番号 29 番から 38 番まで〇〇の〇〇が借りられるわけですが、

何をされるのでしょうか。樹園地の後ですが、何を。

事務局： はい。

議長： 事務局どうぞ。

事務局： 先ほど、事務局長からもありましたが、29番から38番で、今回、追加でお諮りするところですが、〇〇については、当該地において、辺塚だいたい、ポンカン、サワーポメルなどの柑橘類と青果用甘藷を計画されているところでございます。

議長： 管理はだれがするのか。

事務局： 管理は、〇〇さんご夫婦がされる予定です。今回、追加で利用権設定を入れたわけですが、〇〇がここを買い入れる予定でございまして、買い入れる前に整地をしたいということがございまして、今回、利用権の設定となったところです。売買については、鹿児島県地域振興公社が間に入りまして、農地売買事業を進めているところであり、3月には見通しが立ち、実際の売買については、8月頃を目途に進められております。

2番： 以前、調査に行ったときには、すごく大きな雑木や杉林でしたが、そこを開いて、やるということですかね。

事務局： はい。

議長： 事務局どうぞ。

事務局： はい。今、富田委員がおっしゃられたとおりでございまして、農業委員会事業であります、10a当たり20,000円の遊休農地解消謝金を活用しまして、〇〇が整地される計画であります。

議長： 他にございませんか。

議長： よろしいですか。

(異議なしの声あり)

議長： よろしいですか。それでは採決いたします。
議案第64号について、計画どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、議案第64号は計画のとおり決定いたしましたので、町長に意見を送付いたします。

議長： 次に、議案第65号、「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定に基づく転貸の同意について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： 84 ページの議案第 65 号の議案書をご覧ください。

(議案第 65 号の議案書にもとづいて、農用地利用集積計画の転貸内容を説明)

以上説明しましたが、農地法上、転貸については要件を満たせば認められるものとなっております。詳細については、担当に説明をさせますので、よろしくお願ひします。

事務局： はい。

議 長： 事務局。

事務局： 転貸については、昨年 3 月に〇〇に係るものについて、転貸の承認をいただいたところですが、今回は、〇〇から〇〇への転貸となりますが、当初、利用権設定をしたときに、町として農地を確保できないということがありまして、〇〇を借り人として利用権設定をしたところですが、実際、今回、ハウスを建設するに至ったことにより、〇〇から〇〇への転貸ということで、承認をお願いすることとなりました。この転貸については、〇〇の転貸の際にもご説明したとおり、要件を満たせばということになりますが、要件に関しましては通常の契約書に契約期間、対象物件など賃貸に関するものが記載されていれば、何ら問題はありませぬので、今回、議案として上程させていただいたところですが、

議 長： 場所は。

事務局： 〇〇から〇〇に 100m ぐらい行った右側です。

議 長： ただ今、事務局から説明がありましたが、これより、質疑に入ります。ご意見等ございましたら。

議 長： よろしいですか。

(異議なしの声あり)

議 長： よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第 65 号について、申出のあった転貸計画に同意される方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第 65 号は計画のとおり決定いたします。

議 長： 次に議案第 66 号 地籍調査に伴う農地の地目調査の協議についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： 106 ページの議案第 66 号の議案書をご覧ください。町長より地籍調査に伴う農地の地目調査協議について意見を求められております。それでは議案書をもとに説明します。

(議案第 66 号の議案書をもとに朗読及び説明)

以上、よろしくお願ひします。

議 長： これより質疑に入ります。
ご意見等ありませんか。
推進委員の皆さんからもご意見などございませんか。ご意見などありましたら、出していただきたいと思ひます。

8 番： はい。田淵です。

議 長： 田淵委員どうぞ。

8 番： 8 番田淵です。107 ページの総括表ですが、調査前と調査後が少しおかしいのではないですか。

事務局： これは、どこからの資料。

事務局： 税務課から提出されたものです。

事務局： 確かに、田淵委員が言われるように、おかしい箇所がありますので、再度、税務課に確認し、集計表をお配りいたします。詳細については、109 ページからで問題はないと思ひれます。集計表だけの問題だと思ひれます。

議 長： 他にございませんか。

議 長： よろしいですか。それでは採決いたします。
議案第 65 号について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第 65 号は原案のとおり承認し町長に意見を送付します。

議 長： 以上で、本日の議案の審議をすべて終了いたしました。

議 長： 次にその他の件について、委員、推進委員、事務局か発言があれば挙手をお願いします。

事務局： ①あっせん申出について
②行事予定について

議 長： よろしいでしょうか。それでは、以上をもちまして、平成 31 年 1 月南大隅町農業委員会定例会総会を閉会いたします。

以上会議の顛末を記載し、その旨、相違なきことを証明するためにここに署名する。

南大隅町農業委員会 会長 橋 口 初 男

南大隅町農業委員会 委員

南大隅町農業委員会 委員